

(様式7)

## 協 定 書

(目的)

第1条 当事業者は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 王寺町発注に係る下記業務の委託

業務名 町道王寺2号線(久度大橋)及び南駅前広場イルミネーション設置委託業務

(成立の時期及び解散の時期)

第2条 当共同企業体(以下「企業体」という。)は、業務委託契約の履行後1か月を経過するまでの間は、解散することができない。

(構成員の住所及び名称)

第3条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称 \_\_\_\_\_

住 所

商号又は名称 \_\_\_\_\_

(代表者の名称)

第4条 企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 企業体の代表者は、業務の履行に関し、企業体を代表しその権限を行うことを明らかにした上で、監督官公庁と折衝する権限並びに審査会の決定に従い、委託契約に基づく行為を行う権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の責任)

第6条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の委託業務の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(代表者の変更)

第7条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第8条 企業体解散後、企業体の履行した業務に瑕疵が発見されたときは、構成員は共同連帯して担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第9条 この協定書に定めのない事項については、協議において定めるものとする。

上記のとおり2社は協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本2通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については、公募型プロポーザル方式審査書類として王寺町に提出する。

令和 年 月 日

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

\_\_\_\_\_

住 所

商号又は名称

代表者氏名

\_\_\_\_\_